２３消安第１１１４号
平成２３年５月１６日

北海道農政事務所消費・安全部長　殿
各地方農政局消費・安全部長　殿
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長　殿

消費・安全局農産安全管理課長

農薬の誤飲を防止するための取組について

今般、ハエやゴキブリ等衛生害虫を駆除するための殺虫剤が、飲料用のラベルが付された空容器に入れて配布され、これを誤飲したことに起因して発生したものと疑われる中毒事例が報道されているところである。

農林水産省は、農薬の誤飲による中毒事故の発生を防止するため、これまでも、農薬危害防止運動等を通じて、農薬の保管・管理の徹底を指導するとともに、飲食品の空容器等への農薬の移替えを行わないよう繰り返し注意喚起を行ってきたところである。

本年 6 月から実施する農薬危害防止運動においても、農薬の移替えを行わないことを含めた農薬の保管・管理の徹底について強く呼びかけていくこととしているが、農薬の使用機会が増加する季節に入っている地域も既にあることから、今回の事案を踏まえ、貴局管下都道府県の担当者に対し、農家を含め関係者に再度注意喚起が図られるよう、下記の点に留意して指導の徹底をお願いする。

記

１．農薬やその希釈液、残渣等を飲食品の空容器等へ入れないこと。

２．万が一、秤量や小分けのために、飲食品の空容器を利用せざるを得ない場合には、必ず商品のラベルをはがし、内容物が農薬であることを明記することなど、農薬の誤飲を防止するための適切な対応策を講じること。